

私立学校生徒学費軽減事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私立高等学校(中等教育学校後期課程を含む。以下同じ。)、私立専修学校高等課程、私立中学校(中等教育学校前期課程を含む。以下同じ。)及び私立小学校(以下「私立学校」という。)の生徒の入学金及び授業料(以下「学費」という。)の保護者等の負担軽減を図るため、神奈川県内に設置されている私立学校の設置者(以下「設置者」という。)が行う学費軽減事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 保護者等

次に掲げるいずれかの者をいう。

ア 父及び母。

イ 未成年後見人(法人である者及び民法(明治29年法律第89号)第857条の2第2項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた者を除く。)その他生徒の就学に要する経費を負担すべき者

ウ 独立して生計を営む勤労生徒

(2) 家族数

保護者等並びにその者の所得税法(昭和40年法律第33号)上の控除対象配偶者及び扶養親族の合計数をいう。

(3) 所得金額

次に掲げるいずれかの金額をいう。

ア 保護者等が給与所得のみで生計を維持している場合は、給与等の収入金額から給与所得控除額を控除した後の金額

イ 保護者等が給与所得以外の所得で生計を維持している場合は、総収入金額から所得税法により算出した必要経費及び事業専従者控除額を差し引いた後の金額

ウ 保護者等がア及びイの所得を有する場合は、それぞれの金額の合計額

(4) 生活保護世帯等

保護者等が生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者である世帯(以下「生活保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付受給者である世帯をいう。

(5) 道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税世帯

保護者等が地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に規定する道府県民税(同法の規定による都民税を含む。)所得割及び市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)所得割が非課税である世帯をいう。

(6) 生活保護相当世帯

保護者等の所得金額が、生活保護世帯に相当する世帯として知事が別に定める所得基準額以下である世帯(次条ただし書第1号に該当するものに限る。)をいう。

(7) 道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯

保護者等の所得金額が、地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第2号及び第292条第1項第2号に規定する道府県民税(同法の規定による都民税を含む。)所得割及び市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)所得割が非課税である世帯に相当する世帯として知事が別に定める所得基準額以下である世帯(次条ただし書第1号に該当するものに限る。)をいう。

(補助対象事業等)

第3条 県は、設置者が私立高等学校及び私立専修学校高等課程にあつては別表第1-1、私立中学校及び私立小学校にあつては別表第1-2に掲げる補助対象事業について同表に掲げる学費軽減対象者の要件をみたす者に対し、私立高等学校及び私立専修学校高等課程にあつては別表第2-1、私立中学校及び私立小学校にあつては別表第2-2に掲げる生徒1人当たりの補助金算出単価と同額以上の学費の軽減を行う場合に設置者に補助するものとする。

なお、生徒一人当たりの補助金算出単価に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

ただし、次のいずれかの事由が発生した場合には、当該各号の定めによることができるものとする。

- (1) 保護者等（前条第1号アに該当する場合は、主にその者の所得により生計を維持する者）が、会社都合による退職（定年、任期満了を除く。）、被災、倒産（破産によらない廃業は除く。）、障害認定、3か月を超える長期療養、死亡、離婚（別居は除く。）、その他これらに相当する事由（死亡、離婚その他これらに相当する事由については小学校、中学校及び中等教育学校（前期課程）のみ）により本年中の所得金額が著しく減少し、授業料の納付が困難である場合

その事由が生じた月の属する年の所得金額が知事が別に定める所得金額以下である場合、その年の4月から学費軽減の対象にすることができる。また、4月から12月までに当該事由が発生した場合で、その月の属する年の翌年中の所得金額が引き続き知事が別に定める所得金額以下である場合、翌年度の当初から学費軽減の対象にすることができる。ただし、同じ事由で2回申請することはできない。

なお、この場合、保護者等の所得金額の算出は、別表第3によるものとする。

- (2) 生徒が転入、退学等をした場合

転入者にあつては転入した月の翌月（ただし、月の初日に転入した場合は、転入したその月）から、退学者にあつては退学したその月まで、学費軽減の対象にすることができる。

なお、この場合、生徒1人当たりの補助金算出単価は、入学金軽減事業にあつては当該単価の金額、授業料軽減事業にあつては当該単価を12で除した額を1月の額として算出するものとする。

(設置者における審査書類等)

第4条 設置者は、保護者等が提出する学費軽減申請書（第1号様式）により審査し、学費軽減対象者を決定するものとする。

2 前項の学費軽減申請書（第1号様式）には、次の各号に定める書類を添付させなければならない。

- (1) 別表第4に掲げる書類
- (2) 前条ただし書第1号に該当する場合は、別表第3に定める書類

3 設置者は、保護者等に対して、学費軽減決定通知書（第2号様式）により軽減決定を通知し、軽減措置を講ずるとともに、軽減措置完了後、当該保護者等から学費軽減証書（第3号様式）を受領しておかななければならない。

(申請書の提出期限)

第5条 規則第3条第1項の規定により私立学校生徒学費軽減事業補助金交付申請書（第4号様式）の提出期限は、知事が別に定める日とする。

(交付の条件)

第6条 規則第5条の規定による条件は次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、速やかに知

【届出\_根拠規範】 14\_神奈川県\_1\_2

事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合には、速やかに知事に報告しその指示を受けなければならない。

(4) 設置者は、この学費軽減制度の内容を学校の募集要項等に記載し、保護者等に広く周知徹底されるよう努めなければならない。

(変更の承認)

第7条 前条第1号及び第2号の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、私立学校生徒学費軽減事業変更（中止・廃止）承認申請書（第5号様式）に変更の内容及び理由又は中止若しくは廃止の理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

2 前項の場合において、前条第1号の規定に基づく私立学校生徒学費軽減事業変更承認申請書の提出は、知事が別に定める期間内に行うものとする。

(申請の取り下げのできる期間)

第8条 規則第7条第1項の規定により申請の取り下げのできる期間は、交付の決定の通知を受理した日から10日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による実績報告は、私立学校生徒学費軽減事業実績報告書（第6号様式）により県の会計年度終了後10日以内に行わなければならない。

(書類の整備等)

第10条 補助金の交付を受けた設置者は、学費軽減事業に係る経理についての帳簿及び証拠書類を整備保管しておかななければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する県の会計年度の翌年度から10年間（第3条ただし書第1号に該当する場合（私立専修学校高等課程にかかるものを除く。）は5年間）保存しなければならない。

(書類の提出部数)

第11条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は1部とする。

(届出事項)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、住所、設置者名、理事長名、学校所在地又は学校名を変更したときは、速やかに文書をもってその旨を知事に届けなければならない。

附 則

1 この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

2 改正前の私立高等学校生徒の学費軽減事業補助金交付要綱及び私立専修学校高等課程生徒の学費軽減事業補助金交付要綱は、廃止する。

3 前項の規定にかかわらず、平成3年度に交付決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

2 前項の規定にかかわらず、平成11年3月31日以前に在学している生徒は、平成13年3月31日までの期間、別表第1及び別表第2については、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

2 この要綱を適用する私立中学校並びに私立小学校の生徒とは、平成12年4月1日

【届出\_根拠規範】14\_神奈川県\_1\_2

から平成15年3月31日までの間に学校に在学している生徒をいう。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する私立中学校並びに私立小学校の生徒とは、平成14年4月1日から平成17年3月31日までの間に学校に在学している生徒をいう。
- 3 この要綱中における生活保護相当世帯及び住民税非課税相当世帯に係る部分のこの要綱の適用は、平成14年4月1日から平成17年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要綱を適用する私立中学校並びに私立小学校の生徒とは、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間に学校に在学している生徒をいう。
- 3 この要綱中における生活保護相当世帯及び住民税非課税相当世帯に係る部分のこの要綱の適用は、平成17年4月1日から平成18年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年10月14日から施行する。
- 2 改正後の別表第2-1の適用は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前から引き続き私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する者に対しこの要綱の施行日以降に設置者が行う学費の軽減のうち、別表第2-1において所得区分Ⅰ及び所得区分Ⅱに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については182,400円(年額)、所得区分Ⅲに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については121,800円(年額)、所得区分Ⅳに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については121,200円(年額)とする。

附 則

【届出\_根拠規範】14\_神奈川県\_1\_2

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年4月1日前から引き続き私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する者に対しこの要綱の施行日以降に設置者が行う学費の軽減のうち、別表第2-1において家計急変Ⅰに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については118,800円(年額)、家計急変Ⅱに該当する生徒一人当たりの授業料補助金算出単価については59,400円(年額)とする。
- 3 平成27年4月1日前から引き続き私立高等学校又は私立専修学校高等課程に在学する者については、家計急変Ⅲは適用しない。
  - 附 則  
この要綱は、平成27年4月21日から施行する。
  - 附 則  
この要綱は、平成27年11月13日から施行する。
  - 附 則  
この要綱は、平成28年1月27日から施行する。
  - 附 則  
この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 平成27年4月1日施行の附則第2項及び第3項は平成28年3月31日限り、その効力を失う。
  - 附 則  
この要綱は、平成28年5月16日から施行する。
  - 附 則  
この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
  - 附 則  
この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表第 1 - 1 (第 3 条関係)

補助対象事業	学費軽減対象者の要件	
	生徒及び保護者等	所得金額等
授業料	<p>次に掲げるいずれの要件も満たす者を対象とする。</p> <p>1 生徒が神奈川県内に所在する私立高等学校(専攻科を除く。)又は私立専修学校高等課程に在学すること。</p> <p>ただし、私立専修学校高等課程に在学するもののうち、次のいずれかに該当する者は除く。</p> <p>(1) 高等学校卒業者</p> <p>(2) 専修学校高等課程通算3年間の卒業者及び修了者</p> <p>(3) 高等専門学校第3学年の修了者</p> <p>2 生徒及び保護者等が神奈川県内に住所を有すること。</p> <p>ただし、第2条第1号ウに該当する生徒にあっては、住所にかかわらず神奈川県内に勤務するものも対象とする。</p>	<p>(生活保護世帯等) 所得区分Ⅰ</p> <p>1 生活保護世帯である場合</p> <p>2 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第1項に規定する支援給付受給者である場合</p>
		<p>所得区分Ⅱ</p> <p>課税及び市町村民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税世帯である場合</p>
		<p>所得区分Ⅲ、Ⅳ</p> <p>合算額基準額以下)</p> <p>(道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額基準額以下)</p> <p>保護者等の道府県民税所得割及び市町村民税所得割の合算額が、知事が基準額として別に定める金額以下である場合</p>
		<p>家計急変Ⅰ、Ⅲ</p> <p>第3条ただし書第1号に該当し、次に掲げるいずれかの要件を満たすもの(高等学校等就学支援金加算支給を受ける場合を除く。)を対象とする。</p> <p>[家計急変Ⅰ]</p> <p>1 生活保護相当世帯である場合</p> <p>2 道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯である場合</p> <p>[家計急変Ⅱ,Ⅲ]</p> <p>3 保護者等の所得金額が、知事が所得基準額として別に定める金額以下である場合</p>
入学金	授業料軽減の対象者であること。	

別表第1-2(第3条関係)

補助対象事業	学費軽減対象者の要件		
	生徒及び保護者等	所得金額等	
授業料	<p>次に掲げるいずれの要件も満たす者を対象とする。</p> <p>1 生徒が神奈川県内に所在する私立中学校又は私立小学校に在学すること。</p> <p>2 生徒及び保護者等が神奈川県内に住所を有すること。</p> <p>3 第3条ただし書第1号に該当すること。</p>	所得区分Ⅰ (生活保護相当世帯)	生活保護相当世帯である場合
		所得区分Ⅱ (道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯)	道府県民税所得割非課税及び市町村民税所得割非課税相当世帯である場合
		所得区分Ⅲ (所得基準額以下)	保護者等の所得金額が、知事が所得基準額として別に定める金額以下である場合
入学金	補助対象としない。		

## 別表第 2 - 1 (第 3 条関係)

## 生徒一人当たりの補助金算出単価

授 業 料	所得区分Ⅰ	生活保護世帯等	135,000 円 (年額)
	所得区分Ⅱ	道府県民税所得割非課税及び 市町村民税所得割非課税世帯	135,000 円 (年額)
	所得区分Ⅲ	道府県民税所得割及び 市町村民税所得割の合算額基準額未満	194,400 円 (年額)
	所得区分Ⅳ	道府県民税所得割及び 市町村民税所得割の合算額基準額未満	253,800 円 (年額)
	所得区分Ⅴ	道府県民税所得割及び 市町村民税所得割の合算額基準額未満	74,400 円 (年額)
	家計急変Ⅰ	生活保護相当世帯 道府県民税所得割非課税及び 市町村民税所得割非課税相当世帯	297,000 円 (年額)
	家計急変Ⅱ	所得基準額未満	237,600 円 (年額)
	家計急変Ⅲ	所得基準額未満	178,200 円 (年額)
入 学 金			100,000 円

- ※ 所得区分Ⅰ～Ⅴについては、設置者が定めている入学金又は授業料から、県立高等学校における入学金又は高等学校等就学支援金受給額を控除した後の金額が、生徒一人当たりの補助金算出単価を下回る場合には、控除後の金額をもって補助金算出単価の上限額とする。
- ※ 家計急変Ⅰ～Ⅲについては、補助金算出単価から、高等学校等就学支援金受給額を控除した額を支給する。

## 別表第 2 - 2 (第 3 条関係)

## 生徒一人当たりの補助金算出単価

授 業 料	所得区分Ⅰ	生活保護相当世帯	168,000 円 (年額)
	所得区分Ⅱ	道府県民税所得割非課税及び 市町村民税所得割非課税相当世帯	149,000 円 (年額)
	所得区分Ⅲ	所得基準額以下	90,000 円 (年額)

- ※ 設置者が定めている授業料から、県立高等学校における授業料相当額を控除した後の金額が、生徒一人当たりの補助金算出単価を下回る場合には、控除後の金額をもって補助金算出単価の上限額とする。ただし、所得区分Ⅰ（生活保護相当世帯）については、上記に掲げる額をもって補助金算出単価の上限額とする。



別表第3（第3条ただし書第1号、第4条第2項第2号関係）

(1) 私立高等学校及び私立専修学校高等課程

区 分	所得金額の算出	必要書類
保護者等の本年中の所得金額が退職等により著しく減少した場合	本年中の所得金額	ア 保護者等の退職等を証明する書類 イ 本年中の所得金額を証明する書類 ウ 前年中の所得金額を証明する書類 エ 家族数を確認できる書類

(2) 私立中学校及び私立小学校

区 分	所得金額の算出	必要書類
保護者等が死亡、離婚等により変更した場合	新たに保護者等となる者の本年中の所得金額	ア 保護者等の死亡、離婚等を証明する書類 イ 新たな保護者等の本年中の所得金額を証明する書類 ウ 変更前の保護者等の前年中の所得金額を証明する書類 エ 家族数を確認できる書類
保護者等の本年中の所得金額が退職等により著しく減少した場合	本年中の所得金額	ア 保護者等の退職等を証明する書類 イ 本年中の所得金額を証明する書類 ウ 前年中の所得金額を証明する書類 エ 家族数を確認できる書類

別表第4（第4条第2項第1号関係）

事 由	書 類 名
<p>(1) 保護者等が市町村民税の全額を特別徴収の方法により納付する者である場合</p>	<p>市区町村長が発行する補助金交付年度の市町村民税及び県民税特別徴収税額通知書（写し）又は課税証明書</p>
<p>(2) 保護者等が市町村民税の全額を普通徴収の方法により納付する者である場合</p>	<p>市区町村長が発行する補助金交付年度の市町村民税及び県民税納税通知書（写し）又は課税証明書</p>
<p>(3) 生活保護世帯の生徒である場合</p>	<p>福祉事務所の長が発行する生活保護受給証明書</p>
<p>(4) 中国残留邦人等にかかる支援給付受給者の世帯</p>	<p>実施機関の長が発行する支援給付受給証明書</p>